

平成二十四年四月二十七日受領
答弁第一九五号

内閣衆質一八〇第一九五号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山内康一君提出宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

個別の保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対する監査及び監査後の措置の内容については、これを公にすることにより当該保険医療機関等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

なお、政府としては、診療報酬の不正な請求が疑われる事例については、保険医療機関等に対して監査を実施し、不正な請求の事実が確認された場合は、事案の内容により保険医療機関等の指定の取消し（以下「取消処分」という。）等を行い、当該保険医療機関等が保険者に対して返還すべき金額等を当該保険者に通知する等の措置を講ずるとともに、取消処分については、公示している。

今後とも診療報酬の不正な請求については、厳正に対処していきたい。